

會 告

十月十二日開催本會第二十三回總會の決議の決
果本會規則を左の如く改正相成候間此段御通知申
上候

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ
目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係ア
ルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノトス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金拾五錢ヲ齎出
スベシ。會員ハ無料ニテ本會發行雜誌ノ配布ヲ

受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ク

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益

アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員トナスコト

アルベシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業

ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方
委員トナスコトアルベシ

第七條 本會ハ毎年四月總會ヲ開キ、二月、六月

十月ノ第二土曜日ニ例會ヲ開ク。但場合ニヨリ
例會期日ヲ臨時變更シ又臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、幼兒教育ニ關スル研究及ビ調査

一、幼兒教育ニ關スル講演會及講習會ノ開催

一、雜誌發行(毎月一回)

一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行

一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介

一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事

件

等九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長 一名 會務ヲ總理ス

主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理

ス

幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分

掌ス

評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ

諮詢ニ應ズ

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第十一條 主幹、幹事、評議員ハ二ケ年ヲ期シテ

會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ

書記ヲ雇入ル、コトアルベシ

第十三條 此規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上

ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

會員諸君へ

本會名稱變更と共に益々斯道の爲に盡力致し度
いと思ひます。雑誌『婦人と子ども』も來年一月
號より『幼兒教育』と改題、内容の改善も圖り度
いと思つて居ります。此の機會に於て一名にても
會員の増加致しますことは、本會事業發展の上に
何より喜ぶべきことであります。就ては現會員諸
君より御知人の間に御勧誘下さる様切に願ひ
致します。『幼兒教育』は幼稚園の問題を主と致し
ますけれども、學校教育家は勿論、一般家庭にも
参考となる様の材料をとり入れて、廣く幼兒教育
全體に亘つての雑誌にし度いと思つて居ります。
會員としても、幼稚園關係の方は勿論、家庭の方
々をも廣く歓迎するのであります。